

監 査 報 告 書

平成23年5月23日

公益財団法人八尾市文化振興事業団
理 事 長 木 村 五 郎 様

公益財団法人八尾市文化振興事業団

監 事 白木順一郎 
監 事 門野道彦 

私たち監事は、公益財団法人八尾市文化振興事業団（平成23年4月1日 財団法人八尾市文化振興事業団を名称変更し、移行したことにより設立。以下「事業団」という。）の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの平成22年度の理事の職務の執行について監査をおこないましたので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第99条第1項（同法第197条において準用する第99条第1項）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第33条第2項の規定により、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私たち監事は、事業団の事務所において、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行状況及び事業報告について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

以上の方法によって、当該年度に係る事業報告及びその附属明細書を監査しました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該年度に係る貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及びその附属明細書、財産目録（以下、「財務諸表等」という。）について監査しました。

2 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に伴い、事業団の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムの整備に関する理事会決議及びその体制下の理事の職務の執行は、相当であると認めます。

（2）財務諸表等の監査結果

財務諸表等は、事業団の財産及び損益の状況をすべて重要な点において適正に表示しているものと認めます。